

少年法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

少年法（昭和二十三年法律第六十八号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>少年法 目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則（第三条 第五条の三）</p> <p>第二節 通告、警察官の調査等（第六条 第七条）</p> <p>第三節 調査及び審判（第八条 第三十一条の二）</p> <p>第四節 抗告（第三十二条 第三十六条）</p> <p>第三章 成人の刑事事件（第三十七条 第三十九条）</p>	<p>少年法目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 少年の保護事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 調査及び審判</p> <p>第三節 抗告</p> <p>第三章 成人の刑事事件</p> <p>第四章 少年の刑事事件</p> <p>第一節 通則</p> <p>第二節 手続</p> <p>第三節 処分</p> <p>第五章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p>

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則（第四十条）

第二節 手続（第四十一条） 第五十条）

第三節 処分（第五十一条） 第六十条）

第五章 雑則（第六十一条）

附則

第二節 通告、警察官の調査等

（通告）

第六条 家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

2 警察官又は保護者は、第三条第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

（削る）

（警察官等の調査）

第六条の二 警察官は、第三条第一項第二号又は第三号に掲げる少年である疑いのある者を発見した場合において、必要があるときは、事件について調査をすることができ。

第二節 調査及び審判

（通告）

第六条 （同上）

2 （同上）

3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

（新設）

2 前項の調査は、事案の真相を明らかにし、もつて少年の健全な育成のための措置に資することを目的として行うものとする。

3 警察官は、国家公安委員会規則の定めるところにより、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に調査（第六条の四第一項の処分を除く。）をさせることができる。  
（呼出し、質問、報告の要求）

第六条の三 警察官は、調査をするについて必要があるときは、少年、保護者又は参考人を呼び出し、質問することができる。

2 警察官は、調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。  
（押収、搜索、検証、鑑定嘱託）

第六条の四 警察官は、第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をするについて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができる。

2 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中、司法警察職員の行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百二十四条を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「司法警察員」とあるのは「司法警察員たる警察官」と、「司法巡查」とあるのは「司法巡查たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九条第一項中「検察官」とあるのは「警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長」と、「政令」とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第二項中「国庫」

（新設）

（新設）

とあるのは「当該都道府県警察又は警察署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

(警察官の送致等)

第六条の五 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれ

かに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が第二十二条の二第一項各号に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思量するとき。

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年又は同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき。

2 | 警察官は、調査の結果、十四歳以上の少年に係る事件について、第三条第一項第三号に規定する審判に付すべき事由があると思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

3 | 警察官は、第一項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

4 | 警察官は、第一項又は第二項の規定により事件を送致した場合を除き、児童福祉法第二十五条の規定により調査に係る少年を児童相談所に通告するときは、国家公安委員会規則の定めるところにより、児童相談所に対し、同法による措置をとるについて参考となる当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(新設)

(都道府県知事又は児童相談所長の送致)

第六条の六 都道府県知事又は児童相談所長は、前条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により送致を受けた事件については、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置をとらなければならない。ただし、調査の結果、その必要がないと認められるときは、この限りでない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三条及び第四十七条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

### 第三節 調査及び審判

(事件の調査)

第八条 家庭裁判所は、第六条の通告又は前条第一項の報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様とする。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四条 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(新設)

(新設)

(事件の調査)

第八条 家庭裁判所は、前二条の通告又は報告により、審判に付すべき少年があると思料するときは、事件について調査しなければならない。検察官、司法警察員、都道府県知事又は児童相談所長から家庭裁判所の審判に付すべき少年事件の送致を受けたときも、同様である。

2 (略)

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四条 (同上)

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合

(児童福祉法の措置)

第十八条 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。

2 第六条の六第二項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(国選付添人)

第二十二條の三 家庭裁判所は、前条第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

2 家庭裁判所は、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪のもの又は第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件であつて前条第一項各号に掲げる罪に係る刑法令に触れるものについて、第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

3 前二項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するも

に、これを準用する。

(児童福祉法の措置)

第十八条 (同上)

2 第六条第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

(検察官が関与する場合の国選付添人)

第二十二條の三 (同上)

(新設)

2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するも

のとす。

4 | 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

5 | 第二項の付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う。

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

一 三 (略)

2 (略)

(保護観察中の者に対する措置)

第二十六条の四 家庭裁判所は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百十二号)第四十一条の三第二項の申請があつた場合において、第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しないことの程度が重く、その保護処分によつては本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、決定をもつて、同項第二号又は第三号の保護処分をしなければならない。

2 | 家庭裁判所は、前項の規定により二十歳以上の者に対して第二十四条第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、少年院に収容する期間を定めなければならない。

とする。

3 | 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

(新設)

(保護処分決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

(新設)

ならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による保護処分に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、第二十四条第一項の規定による保護処分に係る事件の手続の例による。

(証人等の費用)

第三十条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

4 第二十二條の三第四項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二條の三第三項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

第四節 抗告

(抗告審における国選付添人)

(証人等の費用)  
第三十条 (同上)

2・3 (同上)

4 第二十二條の三第三項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。

(費用の徴収)

第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻訳人、参考人、第二十二條の三第二項の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 (略)

第三節 (同上)

(事件が受理された場合の国選付添人)



第三十二条の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。

2 抗告裁判所は、第二十二條の三第二項に規定する事件（家庭裁判所において第十七條第一項第二号の措置がとられたものに限る。）について、少年に弁護士である付添人がなく、かつ、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、抗告審の審理に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができる。

（再抗告）

第三十五條 抗告裁判所とした第三十三條の決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤りがあること、又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は付添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができ、ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。

2 第三十二條の二、第三十二條の三、第三十二條の五第二項及び第三十二條の六から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならぬ」とあるのは、「取り消さなければならぬ」とあるのは、「取り消さなければならぬ」とあるのは、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家

第三十二條の五 （同上）

（新設）

（再抗告）  
第三十五條 （同上）

2 第三十二條の二、第三十二條の三及び第三十二條の六から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第三十三條第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならぬ」とあるのは、「取り消さなければならぬ」とあるのは、「取り消さなければならぬ」とあるのは、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻し、又

「 庭 裁 判 所 に 差 し 戻 し、 又 は 他 の 家 庭 裁 判 所 に 移 送 す る  
こ と が で き る 」 と 読 み 替 え る も の と す る 。

「 他 の 家 庭 裁 判 所 に 移 送 す る こ と が で き る 」 と 読 み 替  
え る も の と す る 。

少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）

改正案	現行
<p>第一条の二 少年院における処遇は、個々の在院者の年齢及び心身の発達程度を考慮し、その特性にに応じて、これを行わなければならない。</p> <p>第二条 少年院は、初等少年院、中等少年院、特別少年院及び医療少年院とする。</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3 中等少年院は、心身に著しい故障のない、おおむね十六歳以上二十歳未満の者を収容する。</p> <p>4 特別少年院は、心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね十六歳以上二十三歳未満の者を収容する。ただし、十六歳未満の者であつても、少年院収容受刑者については、これを収容することができる。</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第十条 少年院の長は、矯正教育の便宜その他の理由により在院者を他の少年院に移送する必要があると認めるときは、その少年院所在地を管轄する矯正管区の長の認可を得て、これを移送することができる。</p> <p>2 前項の規定により在院者（少年院収容受刑者を除く。次項及び第十一条から第十二条の二までにおいて同じ。）を他の少年院に移送した場合においては、移送</p>	<p>(新設)</p> <p>第二条 (同上)</p> <p>2 初等少年院は、心身に著しい故障のない、十四歳以上おおむね十六歳未満の者を収容する。</p> <p>3・4 (同上)</p> <p>5 医療少年院は、心身に著しい故障のある、十四歳以上二十六歳未満の者を収容する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第十条 (同上)</p> <p>2 前項の規定により在院者（少年院収容受刑者を除く。次項、第十一条及び第十二条において同じ。）を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院</p>

した少年院の長は、速やかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3  
(略)

第十二条の二 少年院の長は、必要があると認めるときは、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。）である在院者の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）に対し、その在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる。

の長は、速やかに、本人を送致した裁判所にその旨を通知しなければならない。

3  
(新設)  
(略)

改正案	現行
<p>（保護者に対する措置）</p> <p>第三十六条の二 保護観察所の長は、必要があると認めるときは、保護観察に付されている少年（少年法第二十一条第一項に規定する少年であつて、第三十三条第一項第一号又は第二号に掲げる者に限る。）の保護者（同法第二条第二項に規定する保護者をいう。）に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることが出来る。</p> <p>（遵守事項の特定及び指示）</p> <p>第三十八条 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、その処分をした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（保護観察中の者に対する措置）</p> <p>第四十一条の三 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分を受けた者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたと認めるときは、その者に対し、これを遵守するよう警告を発することができる。</p> <p>2 保護観察所の長は、前項の警告を受けた者が、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重いと認める</p>	<p>（新設）</p> <p>（遵守事項の特定及び指示）</p> <p>第三十八条 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長は、その処分をした裁判所の意見を聞き、法務省令の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

ときは、少年法第二十六条の四第一項の決定の申請を  
することができる。

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

改正案	現行
<p>総合法律支援法 目次 第一章～第二章（略） 第三章 日本司法支援センター 第一節～第二節（略） 第三節 業務運営 第一款 業務（第三十条 第三十九条の二） 第二款（略） 第四節～第五節（略） 第四章（略） 附則</p> <p>（国選弁護士等の選任態勢の確保） 第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）及び国選付添人（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定に基づいて裁判所が少年に付する弁護士である付添人をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。</p> <p>（業務の範囲） 第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する</p>	<p>総合法律支援法 目次 第一章～第二章（略） 第三章 日本司法支援センター 第一節～第二節（略） 第三節 業務運営 第一款 業務（第三十条 第三十九条） 第二款（略） 第四節～第五節（略） 第四章（略） 附則</p> <p>（国選弁護人の選任態勢の確保） 第五条 総合法律支援の実施及び体制の整備に当たっては、迅速かつ確実に国選弁護士（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が被告人又は被疑者に付する弁護士をいう。以下同じ。）の選任が行われる態勢の確保が図られなければならない。</p> <p>（業務の範囲） 第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成する</p>

ため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護士及び国選付添人(以下「国選弁護士等」という。)の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人等契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護士等契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

二・三 (略)

(業務方法書)

第三十四条 支援センターは、業務開始の際、業務方法書を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に

ため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

三 国の委託に基づく国選弁護人の選任に関する次に掲げる業務

イ 裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士(以下「国選弁護人契約弁護士」という。)の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ イの通知に基づき国選弁護人に選任された国選弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

四〇八 (略)

二・三 (略)

(業務方法書)

第三十四条 (同上)

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関し、弁護士との契約に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、第三十九条第四項に規定する協力に関する事項並びに第四十三条第一号に掲げる勘定の管理に



関する事項

三 (略)

3) 6 (略)

(国選弁護士等の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護士等の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護士等の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護士等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人等の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護士等契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護士等契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

する事項

三 (略)

3) 6 (略)

(国選弁護人の事務に関する契約約款)

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務の開始前に、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の契約約款には、国選弁護人の事務を取り扱う事件に関する事項、国選弁護人の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約に違反した場合の措置に関する事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

3・4 (略)

5 支援センターは、弁護士と国選弁護人の事務の取扱いに関し、その取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約を締結するときは、第一項の認可を受けた契約約款によらなければならない。

(国選弁護士契約弁護士の氏名等の通知)

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第三号の業務に関し、国選弁護士契約弁護士の氏名及び事務所の所在地その他法務省令で定める事項を関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知しなければならない。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

(国選弁護士等の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人等契約弁護士に国選弁護人等の事務を取り扱わせるものとする。

(国選弁護人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人等契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、

(国選弁護人の候補の指名及び通知等)

第三十八条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官は、刑事訴訟法の規定により国選弁護人を付すべきときは、支援センターに対し、国選弁護人の候補を指名して通知するよう求めるものとする。

2 支援センターは、前項の規定による求めがあつたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなければならない。

3 支援センターは、国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、その契約の定めるところにより、当該国選弁護人契約弁護士に国選弁護人の事務を取り扱わせるものとする。

(報酬等請求権の特則等)

第三十九条 国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第二条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結している国選弁護人契約弁護士 当該報酬及び費用

二 前号に規定する国選弁護人契約弁護士以外の国選弁護人契約弁護士 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、日当

日当、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護士等契約弁護士が国選  
弁護士に選任された場合において、訴訟費用の負担を  
命ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていな  
いときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわら  
ず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判  
所がその額を算定する。この場合において、その算定  
に関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則  
で定める。

4・5 (略)

(国選付添人の報酬等請求権の特則等)

第三十九条の二 国選弁護士等契約弁護士が国選付添人  
に選任されたときは、少年法第二十二條の三第四項の  
規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、少年法第三十一條の規定の  
適用については、同条第一項に規定するもののほか、  
次の各号に掲げる者が国選付添人に選任されたときは  
、当該国選付添人に係る当該各号に定める費用も同項  
の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約を締結  
している国選弁護士等契約弁護士 当該報酬及び費  
用

二 前号に規定する国選弁護士等契約弁護士以外の国  
選弁護士等契約弁護士 少年法第二十二條の三第四  
項の規定の例により裁判所がその額を定めた旅費、  
日当、宿泊料及び報酬

3 裁判所は、第一項の場合において、国選付添人に係  
る費用の額の算定に関し、支援センターに対して必要

、宿泊料及び報酬

3 前項第二号に掲げる国選弁護士等契約弁護士が国選  
弁護士に選任された場合において、訴訟費用の負担を命  
ずる裁判に同号に定める費用の額が表示されていな  
いときは、刑事訴訟法第百八十八条の規定にかかわら  
ず、執行の指揮をすべき検察官の申立てにより、裁判  
所がその額を算定する。この場合において、その算定に  
関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で  
定める。

4・5 (略)

(新設)

な協力を求めることができる。

附 則

(国有財産の無償使用)

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護士等の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

附 則

(国有財産の無償使用)

第四条 最高裁判所長官は、第三十条第一項第三号の業務の開始の際現に国選弁護人の旅費、日当、宿泊料及び報酬の支給に関する事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、支援センターの用に供するため、これに無償で使用させることができる。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

改正案	現行
<p>第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の五第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項又は第二十六条の四第一項の規定により同法第二十四条第一項第二号の保護処分を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条の二 都道府県は、少年法第二十四条第一項第二号の保護処分の決定を受けた児童につき、当該決定に従つて児童自立支援施設に入所させる措置（保護者の下から通わせて行うものを除く。）又は児童養護施設に入所させる措置を採らなければならない。</p> <p>2（略）</p>